

岩手県・岩手弁護士会共催事業

お金の問題、ひとりで悩まないで!

多重債務



弁護士無料相談

県では、岩手弁護士会と協力して、県内8箇所の消費生活センター等を会場に、
借金で問題を抱えている方を対象とした弁護士による無料相談会を
年間114回開催しています。(日程表は裏面をご覧ください。)

◆ 相談会の概要 ◆

- 1 開催時間 10:00~15:00
- 2 開催会場 下記開催会場の会議室等
- 3 相談時間 1人約40分
- 4 対応弁護士 1名(岩手弁護士会所属弁護士)
- 5 予約申込方法 開催会場へ直接お申込みください

早く相談して
安心した日常を!



1. ◆ 開催会場・お問い合わせ先 ◆

開催会場		住所	電話番号
県南地域	遠野市消費生活センター	遠野市新町1-10 遠野市民センター内	0198-62-6318
	一関市消費生活センター	一関市竹山町7-2 一関市役所内	0191-21-8342
	奥州市総合相談室	奥州市水沢大手町1-1 奥州市役所内	0197-34-2915
沿岸地域	大船渡市消費生活センター	大船渡市盛町字宇津野沢15 大船渡市役所内	0192-27-3111 (内線134)
	釜石市消費生活センター	釜石市只越町3-9-13 釜石市役所 第一庁舎内	0193-22-2701
県北地域	久慈市消費生活センター	久慈市川崎町1-1 久慈市役所内	0194-54-8004
	二戸消費生活センター	二戸市石切所字荷渡6-3 県二戸地区合同庁舎内	0195-23-5800
岩手県立県民生活センター		盛岡市中央通3-10-2	019-624-2209

※ 事前予約制です。予約状況は、各会場にお問い合わせください。

令和7年度 多重債務弁護士無料相談日程表

会場		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県南地域	遠野市消費生活センター	15 (火)	20 (火)	17 (火)	15 (火)	19 (火)	16 (火)	21 (火)	18 (火)	16 (火)	20 (火)	17 (火)	17 (火)
	一関市消費生活センター	8 (火)	13 (火)	10 (火)	8 (火)	19 (火)	9 (火)	14 (火)	11 (火)	9 (火)	13 (火)	10 (火)	10 (火)
	奥州市役所総合相談室	2 (水)	7 (水)	4 (水)	2 (水)	6 (水)	3 (水)	1 (水)	5 (水)	3 (水)	7 (水)	4 (水)	4 (水)
15 (火)		20 (火)	17 (火)	15 (火)	19 (火)	16 (火)	21 (火)	18 (火)	16 (火)	20 (火)	17 (火)	17 (火)	
沿岸地域	大船渡市消費生活センター	22 (火)	/	24 (火)	/	26 (火)	/	28 (火)	/	23 (火)	/	24 (火)	/
	釜石市消費生活センター	8 (火)	20 (火)	10 (火)	15 (火)	12 (火)	16 (火)	14 (火)	18 (火)	9 (火)	20 (火)	10 (火)	17 (火)
県北地域	久慈市消費生活センター	24 (木)	22 (木)	26 (木)	24 (木)	28 (木)	25 (木)	23 (木)	27 (木)	25 (木)	22 (木)	26 (木)	26 (木)
	二戸消費生活センター	15 (火)	20 (火)	17 (火)	15 (火)	19 (火)	16 (火)	21 (火)	18 (火)	16 (火)	20 (火)	17 (火)	17 (火)
県民生活センター		9 (水)	14 (水)	11 (水)	9 (水)	6 (水)	10 (水)	8 (水)	12 (水)	10 (水)	14 (水)	4 (水)	11 (水)
		23 (水)	28 (水)	25 (水)	23 (水)	27 (水)	24 (水)	22 (水)	26 (水)	24 (水)	28 (水)	25 (水)	25 (水)

(注) 開催日が変更になる場合があります。詳しくは各会場にお問い合わせください。

● ● ● 消費生活のご相談は下記へどうぞ! ● ● ●

◆お住まいの市町村の消費生活相談窓口◆

消費者ホットライン <188 (いやや!)> でご案内します。

または、ホームページでご確認ください。

県民生活センター

◆岩手県立県民生活センター◆

消費生活相談専用電話：019-624-2209

受付時間：平日 9:00~17:30 土日 10:00~16:00

※祝日、年末年始はお休みです。

メールでの相談も受け付けています。✉ syohi@pref.iwate.jp

※相談員が相談内容を確認のうえ、電話で回答します。

お気軽にご相談ください!



いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター

『 までのすけ 』